

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	被保護者からの費用返還決定
根拠条例等の名称・根拠条項	生活保護法第63条
所管部室課名	福祉部生活福祉室
処分基準	<p>被保護者が、急迫の場合などで、預貯金、生命保険など資産があるにもかかわらず生活保護を受けたとき、預貯金を現金化したときや生命保険金を得たときは、生活保護法の規定に基づき、被保護者に対して受給した保護費の全部もしくは一部の返還請求を行います。</p>
最近改正年月日	